

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年9月2日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 福祉事務所の職員のミスにより過誤支給となったものを、保護費を削って全額返還せよとは納得できない。これは、請求人に法で保障された最低限度以下の生活を強いることであり、法1条、3条及び憲法25条に反し、法63条の解釈を誤ったものである。
- (2) 請求人は、平成27年12月28日に本件申告書を提出し、本件入金を申告していたのであるから、処分庁が速やかに返還決定していれば、本件入金の全額まで費消することなく、一定

額の返還は可能であったと考えられる。そのため、請求人としては、収入申告が遅れた期間の部分（平成27年8月から同年12月の5か月分）は支払っても良いが、その余の部分（平成28年1月から同年8月までの8か月分）は処分庁が自らの過誤支給として責任を取るべきである。

- (3) 法63条は、資力のある者を対象にした規定であって、条文に「急迫の場合等」とあり、また、「(改訂増補)生活保護法の解釈と運用」(小山進次郎著)649頁の法63条の解釈において、この「等」について、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度を誤って、不当に高額の決定をした場合等である。」としているとおり、福祉事務所のミスによる保護費の支給もあり得るのであって、資力を費消して資力がない請求人については、返還するとなると保護費から支払うしかないものであり、さらに、問答集等においても返還金額は被保護者の「当該資力を限度」とされているのであるから、本件は、明らかに法63条による返還請求の対象とならないというべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月31日	諮問

平成29年5月23日	審議（第9回第4部会）
平成29年6月19日	審議（第10回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ものとされている。

なお、法に定める事務は地方自治法2条9項1号の第一号法定受託事務である。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、この次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)）。

- (2) 法63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を基に編纂された「生活保護手帳別冊問答集2016」（以下「問答集」と

いう。)によれば、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている(問答集 問13-5(答)(1))。

また、問答集によれば、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものととして取り扱うこととなる。」とされている(問答集 問13-6(答)(1))。

2 本件処分について

(1) 処分庁は、請求人が平成27年8月3日に企業年金連合会老齢年金として、本件入金(44,500円)を受給していることから、本件入金に係る資力の発生した時点について、平成27年8月3日と認定し、本件処分の返還対象期間について、「2015年8月1日から2015年8月31日まで」としたことが認められる。

(2) そして、処分庁は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとして、本件入金の全額について法63条の「資力」に該当するものと認め、同条の規定に基づき、平成27年8月に支給された保護費計81,957円と比較し、同額がその範囲内であることから、本件入金の全額について返還金額として決定したものである(本件処分)。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものといえることができ、違算等の事実

も認められないから、本件処分を違法又は不当なものとする
ことはできない。

ところで、本件処分に当たっては、処分庁において、本件申
告書の收受から8か月余りもの時間を要していることが認めら
れる。支給済保護費の返還決定に時間を要するほど、被保護者
が保護費の全額を費消してしまう危険を生じさせるため、当審
査会としては、処分庁に対し、今後の処分において速やかな事
務処理を要請するものである。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や
法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適
正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美